

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和6年度 ケアプランチェック業務委託

## 2 業務目的

北九州市内に所在する指定居宅介護支援事業所において、適切な居宅介護サービスが提供されているか、ケアプランの内容及びケアマネジメントの手順等を点検することで、介護支援専門員のケアマネジメント力を向上させ、適正な給付の実施を支援するもの。

## 3 業務内容

### (1) 「北九州市版ケアプランチェックマニュアル」の見直し

■現在、本市におけるケアプランチェックの指針としている「北九州市版ケアプランチェックマニュアル」（以下、「マニュアル」という。）の見直しを、主任介護支援専門員等が専門的知見から行う。

### (2) ケアプランチェック（点検・講評）

■受託者は、委託者が提供するケアプラン及び関係書類の写しを本市庁舎で受け取る。

■委託者が提供するケアプラン及び関係書類の写しを、マニュアルに基づき、委託者が指定する期間に点検を実施する。

■点検の結果を、本市が定めるケアプラン評価票及び業務確認票、関係資料（以下、「評価票等」という。）を作成する。評価票等を基に、点検月の翌月を予定に点検対象の事業所へ講評を行い、講評の議事録を作成する。

■講評及び報告にあたっては、当該ケアプラン及び関係書類のケアマネジメント上の課題・問題点を明らかにした上で、確認が必要な事項や指摘・改善・指導すべき事項を示すこと。

■委託者が指定する場所で、委託者同席のもと、受託者が15事業所へ講評及び質疑応答を行うこと。また、講評の議事録を作成し、評価票等と共に、概ね1月毎に委託者へ提出を行う。

■点検実施件数は45プラン（15事業所分）

- ・1事業所あたり3プランを点検
- ・1ヶ月あたり3事業所を点検
- ・3プラン×3事業所×5ヶ月=45プラン

### (3) ケアプランチェック研修の講師派遣

■ケアプランチェック初任者を対象として開催する「ケアプランチェック研修」に講師を派遣する。研修の対象者は、各区統括支援センター、地域包括支援センター、訪問調査員の主任ケアマネジャーとする。

■研修は、各主任ケアマネジャーがマニュアルに基づき、居宅介護支援事業所が作成するケアプラン及び関係書類を点検するに際してのポイントやその他注意点等を内容とし、講師は研修で使用する資料を準備する。

■研修場所は委託者が指定する場所とし、開催日時や開催方法については委託者と受託者で協議・調整することとする。但し、開催については10月15日頃（予定）までに行うこととする。

#### 4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 5 経費の支払い

業務完了後に、受託者の請求に基づき、一括して支払うものとする。

#### 6 特記事項

- (1) ケアプランチェック（点検及び講評）については、主任介護支援専門員が行うこと。
- (2) 可能な限り点検を受ける居宅介護支援事業所や介護支援専門員と直接的な関係を持たないこと。また、利害関係者でないこと。
- (3) その他、本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定する。

#### 7 暴力団関与の場合の解除権

発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。